

氏名（本籍）	西川 達治（香川県）		
学位の種類	博士（開発学）		
学位番号	甲第56号		
学位授与の日付	2015年9月15日		
学位授与の要件	学位規則第5条第2項の規定による		
学位論文題目	森林管理制度の展開に関する比較研究 - 日本・タイ・カザフスタンの歴史的考察から -		
審査委員	（主査）日本福祉大学	教授	吉村 輝彦
		教授	千頭 聡
		教授	斎藤 千宏
	日本福祉大学	客員教授	余語 トシヒロ

## 論文内容の要旨

歴史上、森林に対する利用価値と交換価値が過剰に求められ、森林破壊が行われてきたが、1940年代以降、森林の存在自体にも価値が認められるようになった。その結果、森林の維持管理に加えて造林の必要性が生じるとともに、地球規模環境問題への対応として、途上国の森林開発の支援が国際開発の重要な一分野になった。しかし現実には、大規模伐採、農地転用が続いているほか、森林の維持管理に努めてきた国や地域では、林地所有者の管理放棄による既存の林地の荒廃が増えている。

森林は、その位置する地形、自然条件、樹種、利用目的、林地の所有形態、管理主体（森林管理者）などの違いによって何種類にも分類される。適切に森林を管理するには、それぞれの森林に適した規制制度、あるいは奨励制度が制定され、運用されなければならない。この森林の分類体系は、領域管理が成熟するにつれて多種多様になるが、原則的にはきめ細かな管理が可能である。それにもかかわらず、実際には様々な問題によって、期待する森林管理が阻害されている。ここでは、以下の2点を森林管理制度と森林開発の課題として設定した。

（1）資源管理の経験が浅い国々では、森林の政策的優先度が低く、森林の乱開発を規制できない状況にある。

（2）領域管理の成熟度に合わせ、森林の分類と管理制度が複雑になり、ひいては人々を森林から遠ざける結果になっている。

本論文は、以上の問題意識から、森林開発に資する制度整備のあり方を明らかにしようとするものである。領域管理の経験の違いによって、森林管理制度の展開過程が異なり、その展開過程によって、現在の森林管理の問題が把握できるだけでなく、今後の制度整備のあり方を明らかにできるという分析の視点を用いて考察している。

研究の方法として、まず、「領域国家」として森林管理制度を展開してきた国と、現代になって「港市国家」や「無頭国家」から領域国家へ移行した国から比較対象国を選び、それらの国の森林管理制度の展開過程を明らかにしている。

そして、比較対象国の森林管理の諸類型と森林の考え方の基本となる所有形態や、利用目的に応じた制度との関連性を比較分析して、以下のような森林管理制度に関する4つの性質を導き出している。

- (1) 森林に合わせた森林管理の必要性
- (2) 土地・森林管理と地域社会の展開との関連性
- (3) 森林の多様化にともなう複雑化
- (4) 森林管理の遷移における同一化

続いて、この比較対象国の経験から導き出された森林管理制度に関する性質をもとに、森林開発における制度整備のあり方を明らかにしようとしている。そのために、導き出された森林管理制度に関する性質を、適用、考察する対象国を抽出し、その森林管理制度の展開過程を示すとともに、森林開発対象地と森林管理制度、領域管理と地域社会の成熟度を考察した。その結果、以下に示す森林開発に資する制度整備上の特性を明らかにした。

(1) マクロ的な政策的支援か、ミクロ的な地域開発事業への支援のいずれが必要なのかが、極めて明確になる。

(2) 森林管理制度と地域社会の成熟度を重点的に考察することで、森林の適切な利用目的、的確な森林管理主体者、適当な森林開発アプローチが示せる。

(3) 開発対象地の歴史、土地管理制度、地域住民の行動を用いて領域管理の成熟度を明らかにすることで、森林開発に限らず開発対象地に相応しい、土地利用目的と土地管理主体者を明確に導き出せる。

以上を踏まえて、森林開発を含む全ての開発事業支援に対する提言を行っている。

本論文は、全8章から構成され、第1章「序論」、第2章「研究の枠組み」、第3章「日本の森林管理制度とその実態」、第4章「タイの森林管理制度とその実態」、第5章「カザフスタンとキルギスの森林管理制度とその実態」、第6章「比較対象国の比較分析」、第7章「森林開発に資する森林管理制度の考察」、第8章「結論と今後の課題」からなる。

第1章では、これまでの森林破壊の歴史とその歴史に付随した森林の価値の変化、森林の利用目的と制度に関する一般的な問題とその取り組み、そして、世界的に見た森林管理の問題について述べ、問題の所在を明らかにしている。

第2章では、森林管理制度と森林開発に関する課題を取り上げ、本論文の研究の目的と方法、分析の視点、そして、分析対象国の選定理由を示している。

第3章では、日本の森林管理制度に関して考察している。日本は森林の利用価値しかなかった時代に、農業を主体とする形式制度が制定され、その形式制度と国民の森林に対する慣習制度が相まって、森林管理制度が構築されていた。その利用価値が、交換価値、存在価値へと変化するにつれて、慣習の強制力が徐々に薄れ、形式制度としての森林管理制度へと変わり、一方では森林管理を促す媒介組織も、地域住民から林業施行者へと移っていった。

第4章では、タイの森林管理制度に関して考察している。タイでは国有林、共有林とも長期にわたって交換価値として扱われてきたが、近代になってその交換価値が少しずつ存在価値に変わってきている。その長かった交換価値の時代に、農地を主体とする形式制度が制定され、慣習制度が構築されている。また、その交換価値が、存在価値へと変わる段階で、森林管理制度としての形式制度が慣習制度をもとに構築されていた。森林管理を促す媒介組織は、利用価値を優先する地域住民であり、その民意をもとにした森林管理が行われていた。

第5章では、カザフスタンの森林管理制度に関して考察している。カザフスタンには国有林と公有林しかなく、その価値も概ね存在価値しか認められなかった。加えて、特別な森林開発組織もなく、森林管理を促す媒介組織は公的機関のみである。独立後に領域内の森林に対する形式制度は制定さ

れたものの、地域住民の慣習が発達していないことから、その形式制度が地域に定着し森林管理制度が構築されるにはさらなる時間を要する。

第6章では、3カ国の森林管理とその制度、領域管理の成熟度などを比較分析し、国家と地域社会に適応した森林の所有形態と、利用目的を考察している。その上で、改めて森林管理の諸類型と森林の考え方の基本となる所有形態や利用目的に応じた制度との関連性を考察した。これらの比較分析と考察のまとめとして、森林管理制度に関する4つの性質を導き出した。

第7章では、国体の異なる国から導き出された森林管理制度に関する4つの性質を、実際の森林管理の取り組みに対して適用し、考察している。ここでは、3つの国体を経験したエチオピアを考察の対象国に設定した。まず、エチオピアの森林の概要について述べ、林地管理の問題点を探り、その上で、農地と森林の管理制度、領域管理と地域社会の成熟度などを考察し、エチオピアの森林管理制度の制定及びその制度の運営機能を評価した。その結果、現在の森林の開発事業支援の取り組みと比較して、3つの森林開発に資する制度整備上の特性が示された。

第8章では、本研究全体を振り返り、国体の異なる国から導き出された森林管理制度に関する4つの性質を改めて示すとともに、実際の森林管理の取り組みに対して適用考察し、3つの森林開発に資する制度整備上の特性を示した。これを踏まえて、森林開発を含む全ての開発事業支援に対する提言を行っている。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 審査経過

申請者は、2014年2月に論文執筆資格審査に合格し（2014年2月、2013年度第9回専攻会議）、2014年度1年間の休学を経て、2015年4月に復学した（2014年12月、2014年度第8回専攻会議）。その後、執筆資格審査の際に付された意見をもとに論文の修正を積み重ね、2015年3月13日に、表記の題目による学位請求予定論文第1次審査申請を提出した。4月9日の2015年度第1回国際社会開発専攻会議において、第1次審査申請の受理が決定し、上記3名からなる審査委員会が設置された。審査委員会は審査に入り、6月11日の2015年度第3回国際社会開発専攻会議で同論文の第一次審査合格が決定した。引き続き、6月13日に公開発表会が行われ、論文内容の発表と質疑応答がなされた。

その後、第一次審査と公開発表会で指摘された点を中心に論文の加筆修正がなされ、7月3日に学位請求論文が提出された。7月9日の2015年度第4回国際社会開発専攻会議において、本審査申請の受理が決定した。第1次審査と同じ上記3名からなる審査委員に加え、余語トシヒロ氏に外部委員を委嘱して、本審査委員会が設置された。最終論文と提出書類を精査し、8月6日に面接による最終試験を行った。余語委員からは別途、報告書が提出された。

### 2. 論文の評価

学位申請論文は、今日の森林管理制度と森林開発の課題を設定した上で、森林開発に資する制度整備のあり方を明らかにしようとするものである。領域管理の経験の違いによって、森林管理制度の展開過程が異なり、その展開過程によって、現在の森林管理の問題が把握できるだけでなく、今後の制度整備のあり方を明らかにできるという分析の視点をを用いて考察している。まず、展開過程の異なる3カ国の森林、森林管理制度、社会状況を比較分析し、森林管理制度の4つの性質を導き出した。そ

れらを異なる国体を経験したエチオピアの森林、森林管理制度、社会状況にあてはめて考察することで、森林開発における3つの特性、つまり本研究の目的である森林開発に資する制度整備のあり方を明らかにしている。森林問題を単なる政策論や個別事例の分析にとどめず、両者をリンクする制度とその展開過程に焦点を当てて論述しているのが、特徴である。学術論文としての明確な理論的な枠組みをもち、また、帰納的な考察と演繹的な考察を組み合わせ、分析を進めており、論旨展開は妥当である。また、本論文は、申請者の実務上の経験を踏まえたものであり、その主張は明快であり、対象への深い洞察が伺われる。学術的な価値だけにとどまらず、今後の途上国の森林管理制度の充実を図る事業支援に向けて実務的な価値を持ち合わせている。

### 3. 最終試験（学力の確認）の結果

最終試験は、口頭試問により、学位申請論文の内容、外国語、専門分野に関する学力の3点について行った。

学位申請論文については、第一次審査報告書および公開発表会で示されたコメントや質疑をフォローする形で試問がなされ、その後の論文の加筆及び修正点を確認した。

申請者は、本研究に関わる調査は外国語（英語）を基本として実施されたことを確認し、研究者に必要な語学水準として全く問題ないと、審査委員会は判断した。

学力試験としては、①論文の中核的な概念である制度の捉え方、②森林管理制度や森林開発に関わる考え方や今後の展開の方向性、③本論文の成果の今後の活用可能性などについて質疑応答がなされた。これらに対して、申請者からは広い知識を示す誠実な回答があった。なお、本論文の提言や今後の課題については、審査委員からは、より広い視野を持った記述を期待していたことの指摘がなされたが、今後の期待としたい。

### 4. 結論

外部審査報告書とあわせ、本審査委員会は、学位申請者は日本福祉大学学位規則第12条により博士学位（開発学）を受けるにふさわしい者と判断し、合格と判定する。

以上